# かとうぎ桜子



議会報告通号 Vol. 110)

4月30日で閉鎖となり、

「南町紫神社前商店街」

の

し生活

人にとって厳

生活

HP http://www.sakurako-nerima.com/

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp



## 宮城県仙台・南三陸・気仙沼に行ってきました



ヨ水産にて、牡蠣の養殖の見学



新しく建築中の商店街

も悩むところがありますが、

に届けるため奮闘した。70代のお父も も落ち着いてきた様子でした。 ストランをオープン 5月までみなさんにカンパ 気仙沼の大島では、 お父さんとその息子さん カキの養殖をして 本設の商店街 してきた仮設商店街・ いるヤマヨ水産でお話を伺い 元気にお店をされてい カキやウニを皆さ 新たな取り組 「生き延びた自 南町紫市 店主の松

ます。

#### 勉強会「老後の生活設計できてますか?」のご案内

時: 2017年9月2日(土) 14時~16時

石神井庁舎(練馬区役所)5階 会議室3(練馬区石神井町3-30-26)

中野千津香さん(行政書士・なかの千津香行政書士事務所)

参加費: 500円 (資料代)

催: 市民ふくしフォーラム・かとうぎ桜子事務所

参加希望者は、お名前、ご連絡先をお伝えください。 <問い合わせ・連絡先>

TEL: 03-3978-4154 FAX: 03-3978-4158 メール: sakurako happy society@yahoo.co.jp

Facebook:

https://www.facebook.com/sakurako.katogi,nerima/



親御さんの介護を経験された方から、こんなお話を伺い ました。

「80代の父親に認知症の症状が出てから、家族で介護保険の手続きや施設、病院探しをした。子どもであ る兄弟3人で力を合わせてもあんなに大変だったのに、頼る人がいない老人はいったいどうするんだろう? 60代、70代の元気な時から、【老後、介護が必要になった場合、どこで、どういう生活をしていきたいか】 【どんな専門家に相談したら良いか】を考えられたらいい」

そこで、身寄りのない高齢者のご相談を受けたり、介護施設にも詳しい行政書士さんに、老後に起こりう る可能性のある課題を事例としてお話していただきながら、みなさんと一緒に老後の備えについて考えたい と思います。

#### 駅でのレポート配布について

かとうぎ桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間 があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤 時間帯(7時~8時30分頃)に駅前で配布しています。

• 毎週月曜日: 大泉学園駅北口

(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、グランエミオのビルの近く、みずほ銀行の近くの 4 か所を順番に回っていま す。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)

- ・月2回、火曜日:大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- ・水曜または木曜のうち月3回:保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- •月2回、金曜日:石神井公園駅北口(駅正面と高架下)

#### かとうぎ桜子プロフィール

- ●1980年生まれ。現在、区議会議員3期目
- ●慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- ●大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- ●NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性 を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- ●公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀 社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- ●2012 年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても
- ●大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



#### 「練馬区空家等および不良建築物等の適正管理に関する条例」の概要

2017年10月1日施行

(区議会資料から、かとうぎ桜子がまとめ)

- ① 2014年に制定された国の法律(空家等対策の推進に関する特別措置法)に基づいて空家へ の対応についての区のルールを定める。
- ② いわゆる「ごみ屋敷状態」の家(条例では「不良居住建築物」と呼んでいる)への対応 ⇒上記と同様の助言・指導、立ち入り調査、勧告、命令、代執行のほか、必要な支援を行なう ことを定めている。
- ③ 上記①、②について区長の諮問に基づき専門的な見地から意見を述べる審議会の設置をする

### 修正案

上記②に関するものを削除する。

(提案者:生活者ネットワークの議員3名、市民の声ねりまから1名、オンブズマン練馬1名)

#### 今回の定例会で出たその他の主な議案

- 〇高野台運動場を廃止して、跡地に回復期リハビリ病院の誘致と福祉園の移転を進めるため、ス ポーツ施設条例から高野台運動場を削除する条例改正
- ○学校統廃合のため、光が丘第四中学校を 2019 年 3 月末で廃止するための条例改正
- ○富士見台小、谷原小、北原小、春日小、立野小の学童クラブを、ねりっこクラブ(放課後の居 場所づくりである学校応援団のひろばと学童クラブを一体的に実施するもの)に変更する条例 改正
- 〇下石神井小改築工事請負契約、関区民センター改修工事請負契約、区道の認定など
- ○画家の野見山暁治氏、漫画家のちばてつや氏を名誉区民とする。

⇒助言・指導、立ち入り調査、勧告、命令、代執行など

○北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議

#### 区民からの陳情で結論を出したもの

【採択されたもの】

- 精神障害者に対する心身障害者福祉手当の支給を求める(同趣旨の陳情2件)
- 小竹町 1 丁目にキャッチボールができる場所を確保すること
- ・長屋に対する基準の見直しをすること

【不採択とされたもの】

• 介護保険制度の保険給付から「要介護1、2」を外さないよう国に対して意見書を出すこと (同趣旨の陳情2件) ⇒かとうぎ桜子は採択すべきと主張

その他に議長、副議長、各議員の所属する委員会などの人事案件がありました。 議員は全員、5つの常任委員会と4つの特別委員会のいずれか1つずつ所属します。 都議選に伴い、議員が4名辞職し46名になったので、企画総務委員会以外はすべて通常より定 数が1人減となっています。

かとうぎ桜子は健康福祉委員会と総合・災害対策等特別委員会に所属することになりました。

など多部署で連携し

ながら、

ごみ屋敷とな

これまで区は、

環境課を中

心に保健

祉

ごみ屋敷状態になっ

た家へ

の対応

はないかと思います。 ではないか、 てられないという状態は、 繰り返しごみをため込む、 たとえ困難な環境にあっても、

屋敷対策に関する記載は削除すると

のですが、「空き家とごみ屋敷とでは、

それに対して修正案は、について定めるものです。

条例案の中

-のごみ いうも

されている家屋へ

の対策のほか、

61

わ

ゆる

、の対応

「ごみ屋敷状態」となっている家屋へ

管理に関する条例」は、

理に関する条例」は、空き家となって放置空き家等および不良居住建築物等の適正

をする方法もあるという観点で、

条例原案に賛成

修正案に反対しました。

に反対しました。定例会最終日に本会議でルを作ったうえでその中での福祉的な対応

私は早急に一定のル

た討論をご紹介

ることは私も同意するところですが、

「ごみ屋敷」を単に迷惑扱いするのではなく、

観点から、

トワーク、

市民の声ねりま、

人権への配慮や福祉的支援など慎重にすべきであり、

ごみ屋敷対策は今後別途条例を作るとして今回の条例からは削除するという修正案が生活者

空き家と同じ条例でくくるべきではない

こという

オンブズマン練馬の議員さんたちから提出されました。

居住者の困りごとに寄り添う福祉的な視点が必要であ

急に作る必要はあると考え、 をふまえ、ごみ屋敷に対する そうした、これまでの区の対策の実情や課題 修正案に反対をします。 一定のルー 私は議案第 ルを早 44 믕

が困難な部分もありました。てしまった家への対応をしてきましたが、解決

ਭ੍ਹਂ

ままヽゕ 、ュッニヘ ドニ゙゙゙。根本的な解決に至らない場合も多かったのでり、キ・オートまてにはつながりづらく、問題の 健師や民生委員が訪ねたとしてもその後のケ っている」という感覚を持っていない場合、 活に困窮していて衛生状態に気を配る余裕が 生活に何らかの問題が生じているの ということが考えられます。 体調が悪いとか、 あるい 悉いとか、生いはごみを捨 本人が「困 しか 保

ます。

具体的には、

審議会において精神保健

施するに当たっては透明性の確保を強く求め とには慎重さが求められることから、条例を実

者の

有り・無しに違い

があり、

区としてのか

居住

わ

りの持ち方、

ることから、

ひとまとめにするのではなく分

対応のしかたも異なってく

けて対応すべき」という趣旨から出されたも

で暮らして良かった」と思える環境づくりへ 居住者にとっても近隣住民にとっても「ここ

の

含めた対応をしていく必要があります。

画の改正等、

実情に沿った新たなル

作りも

に加えて、居住者とその地域に対する福祉的な 住まいの福祉、地域福祉に詳しい専門職も委員

観点からの適切な対応の検証をすることです。

必要な場合にはさらなる条例改正や計

条例で当事者とのつながり

示

良建築物等:いわゆるごみ屋敷状態の家の意味)に対し、「ごみ屋敷は空き家と違って居住者がいるので、今回の定例会で示された「空き家等および不良建築物等の適正管理に関する条例」という条例案(不

**ごみ屋敷対策で取り組むべき居住者・地域への支援** 

# づくり を

いる家の なく、 ートの視点もこれを機会に進めていらしていくための地域コミュニティ 住者への個別支援をする」という観点だけでは ることを求めます。 対応するために、ごみ屋敷への対策を取って居 セスし対話する中で、 めることによって、それを根拠に当事者にア また、現に人が居住している家に介入するこ ごみ屋敷とその居住者へ その後、その地域でお互いが安心 支援につなげるツー また、 衛生状態に問題が生じて 「近隣からの苦情に の対応を条例に定 ルとして活用 くべきで して暮 す